

# 会議概要

会議名：令和7年度第2回益田市入札・契約適正化委員会  
日 時：令和7年12月1日（月） 13:00～15:00  
場 所：益田市役所3階第2会議室  
委 員：林 秀司（大学教授）、山本尚（弁護士）  
大野利昭（税理士）、前田邦男（学識経験者）  
出席者：委員4名、事務局2名

## 議 事

### （1）令和7年度（前期） 入札結果状況説明

#### 入札結果の比較

##### 令和6年度9月末 入札結果

###### 入札件数 工事関係

総合評価	5件
一般競争入札	0件
簡易型一般競争入札	32件
指名競争入札	65件
小計	102件

##### 令和7年度9月末 入札結果

###### 入札件数 工事関係

総合評価	3件
一般競争入札	0件
簡易型一般競争入札	30件
指名競争入札	58件
小計	91件

###### 入札件数 物品関係

総合評価	0件
一般競争入札	13件
簡易型一般競争入札	0件
指名競争入札	44件
小計	57件

###### 入札件数 物品関係

総合評価	0件
一般競争入札	9件
簡易型一般競争入札	0件
指名競争入札	38件
小計	47件

入札件数 合計	159件
---------	------

入札件数 合計	138件
---------	------

###### 予定価格・落札金額 工事関係

予定価格	1,557,545,000円
落札金額	1,464,158,000円
総落札率	94.00%

###### 予定価格・落札金額 工事関係

予定価格	1,395,317,000円
落札金額	1,322,495,000円
総落札率	94.78%

### 予定価格・落札金額 物品関係

予定価格	336,544,545円
落札金額	308,813,185円
総落札率	91.76%

### 予定価格・落札金額 物品関係

予定価格	329,043,182円
落札金額	308,674,950円
総落札率	93.81%

### 予定価格・落札金額 合計

予定価格	1,894,089,545円
落札金額	1,772,971,185円
総落札率	93.61%

### 予定価格・落札金額 合計

予定価格	1,724,360,182円
落札金額	1,631,169,950円
総落札率	94.60%

### 低入札調査等

最低制限失格	11件
	17者

### 低入札調査等

最低制限失格	9件
	12者

低入札	1件
	1者

低入札	1件
	1者

数値的判断基準 失格	1件
	1者

数値的判断基準失 格	1件
	1者

低入札調査失 格	0件
	0者

低入札調査失格	0件
	0者

低入札での契 約	0者
	0者

低入札での契約	0者
	0者

## 1 令和7年度前期の入札件数・入札金額について

令和7年度前期の益田市の入札状況は、建設工事関係の入札件数及び金額は、前年より減少した。物品関係の入札件数及び金額も前年より減少した。

建設工事関係については、総合評価の件数が、前年度5件から3件に減少したことにより金額が減少した。

また、物品関係についても、一般競争入札の件数が13件から9件に減少したことにより金額が減少した。

近年の動向としては、建設工事関係及び物品関係の件数は、過去5年で比較すると1番少なく、金額は3番目に低くなっている。

また、過去5年の平均値と比較すると件数及び金額のいずれも平均値より低くなっている。

## 2 令和7年度前期の落札率について

令和7年度前期の落札率について、建設工事関係及び物品関係の落札率は、前年に比べるといずれも上昇しており、過去5年では2番目に高くなかった。

建設工事関係の落札率については、総合評価及び簡易型一般競争入札の落札率が前年に比べて、いずれも9.5%以上に上昇したことが影響していると考えられる。

物品関係の落札率については、今年度比較的金額の大きな案件であった「益田市立小学校教育用コンピュータシステム更新業務」の落札率が99.19%と高かつたことが影響したと考えられる。

くじによる落札は、建設工事関係が13件（令和6年度前期：19件）、物品関係で1件（令和6年度前期：なし）あった。建設工事関係の13件のうち、12件が最低制限価格又は調査基準価格と入札金額が同額となっており、残りの1件は最低制限価格以上で同額となっていた。

## 3 最低制限価格失格について

最低制限価格失格については、前年より発生した件数は2件減少して9件（令和6年度前期：11件）となっており、業者数も5者減少して12者（令和6年度前期：17件）であった。

## 4 低入札について

低入札による契約については発生しなかったが、数値的判断基準失格が1件発生している。その内容としては、業者が入札金額を電子入札システムに誤って入力したために発生したものである。

## 5 入札の不調・不落について

前年に比べて、不調・不落の件数は18件から9件へと半減した。

工種別でみると、土木一式工事が7件から1件に減少し、とび・土工・コンクリート工事は2件から5件に増加した。

増加した5件のうちの4件の内容を確認すると、2件の「ほ場整備工事」で発生しており、2件とも不調となったため、再度入札を実施したが、2度目についても2件とも不調となったことにより合計が4件となっていた。

物品等については、6件から3件に減少した。

### （2）抽出案件の審議（令和7年度上半期4月～9月分）

建設工事：総合評価方式一般競争入札（2件）

①公共下水道駅南工区汚水管路工事（その8）（1001）

【委員】①落札金額が高額となっている理由、②入札参加業者が1者のみで落札率が高いため入札の状況を確認したい。

**【事務局】**（事業の概要説明）この下水道工事は、益田川と高津川との間に位置し、市の中心市街地を形成する本町処理系統のうち、駅前町の一部区域を整備するものとなっている。

工事内容としては、「道路等地中に下水道管を埋設する工事」、「下水道管の維持管理点検のため一定間隔等でマンホールを設置する工事」及び「家庭や事業所等からの汚水や排水を受ける「最終ます」を私有地内に設ける」工事となっている。

この工事は、開削工法により污水管を埋設する一般的な下水道工事で、高度な技術を要さず、技術的な工夫の余地が少ない工事であるため「特別簡易型総合評価」として実施した。

**【事務局】**①金額が1億円と高額となっている理由としては、施工延長が815mと非常に長く、その間に「硬質塩化ビニル管の布設、マンホールの設置、公共ますの設置」等を多くの場所で実施したことから、高額な工事費となっている。

**【事務局】**②入札参加業者については、益田市内に主たる営業所を有する者であって、土木一式工事の総合点数が750以上とし、想定参加業者数は26者を見込んでいた。

最終的に落札業者は、過去にも駅前町（駅南）における下水道工事を受注したことのある業者となっている。

#### 《参考》

- R4（その1）→ 簡易型（1回目1者（東西建設））
- R4（その2）→ 簡易型（1回目1者（東西建設））
- R5（その3）→ 簡易型（1・2回目不調→3回目1者（澄谷造園））
- R5（その4）→ 総合評価（1回目不調→2回目3者（斎藤造園））
- R5（その5）→ 簡易型（1回目1者（東西建設））
- R5（その6）→ 簡易型（1回目1者（東西建設））
- R6（その7）→ 総合評価（1回目1者（東西建設））
- R7（その8）→ 総合評価（1回目1者（東西建設））

なお、入札参加業者数については、以前より少ない状況が続いている。

参加業者が少ない理由としては、①工事箇所の道路が狭小であること、②交通規制を伴う工事であること及び、③NTTのケーブルや水道管が埋設してあるが、図面どおりの敷設されていない箇所があることから設計変更が生じること等で作業効率が悪くなることから敬遠されているようである。

また、落札業者については、下水道工事に精通している技術者がおり、仮設材（1.5m以上掘る場合は鉄板を両側に敷設することが必要）を設置する専用の機械を所有していることも1者のみの入札となっている原因と考えられる。

落札率が高くなっている要因としては、土木工事については「島根県建設工事積算基準」として設計単価が公表されており、仕様書には見積参考資料を添付し、材料名・規格・寸法・設計価格も参考値として記載していることから、容易に積算できるものとなっている。

また、入札参加業者数も少なくこれまでの入札状況からみても競争原理が働きにくい状況が続いているためと考える。

なお、この状況については、「駅前町」の下水道工事について発生しており、他地区の工事については、道路幅等も広いことから同様な状況にはならないと推測している。

【委 員】公共下水道駅南工区汚水管路工事については、その1からその8まで実施されているが、同じ業者がどれぐらい受注しているのか。

【事務局】8回のうち、6回を同一業者が受注している。

【委 員】入札への参加資格のある業者は想定では26者を見込んでいたが、実際の入札では、道路が狭小であること、設計変更が必要となること、専門的技術が必要となることから結果的に1者のみの入札となっているということか。

【事務局】そのとおりである。

【委 員】総合評価ということで実施はしているが、結果的に比較できる参加業者もなく、評価値について活用するまでには至っていない。

【委 員】設計金額についても、業者側で100%近くの精度で積算が可能で、他の参入がないため、入札額についても予定価格に近い額となっている。

【事務局】工事現場により業者が参加を敬遠したことも考えられる。

【委 員】益田市では下水道工事の発注が盛んな状況なのか。

【事務局】下水道の普及は、かなり遅れており、現在「効率的汚水処理整備計画」に基づき工事を実施している状況である。

【委 員】市街地のすべてを対象に実施しているのか。

【事務局】市内全域ではなく、特に益田川と高津川に挟まれている地域において優先度を決めて工事を実施している。

【委 員】過去に実施した8回の工事についても総合評価により入札した工事だったのか。

【事務局】総合評価として実施したのは3回で、第1、第4、第8回目となり、残りの5回については、簡易型一般競争入札により実施している。

設計金額が5千万円以上の工事については、基本的には総合評価方式で実施している。

【委 員】落札業者は、汚水管路工事が得意だったということか。

【事務局】得意な工事であるかは不明だが、工事を受注するに当たり、人的にも機械的にも条件が揃っていたことが、落札した要因であったと考える。

## ②中島雨水幹線整備工事（その6）（1002）

【委員】入札結果調書を確認すると、評価項目が「無」ばかりとなっており、評価項目として適切なのか疑問である。

また、総合評価として実施する必要があったのか。

【事務局】（事業の概要説明）この工事は、中吉田地区内を南北に流れる普通河川の浸水対策として「益田川左岸南部地区土地区画整理事業」に合わせ、雨水管渠の整備を行い、降雨に対して床上浸水被害の解消を図るために実施した工事である。

具体的には、ボックスカルバートを217mほど設置するものである。

総合評価については、開削工法によりボックスカルバートを設置する工事で、高度な技術を要さず、技術的な工夫の余地が少ない工事であるため「特別簡易型総合評価」方式として実施した。

入札参加業者については、益田市内に主たる営業所を有する者であって、土木一式工事の総合点数が850点以上とし、想定参加業者数は14者を見込んでいた。

【事務局】総合評価の評価項目の選定に当たっては、担当課において「評価項目」及び「各項目の得点配分」等の案を策定し、益田市建設工事総合評価方式実施要綱第17条の規定により「益田市技術審査会」において、調査及び事前審査を実施している（メンバー：総務部長、建設部長、工事担当部長、工事担当課長、技術監、技術監補佐、入札監理室長）。

その後、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、あらかじめ学識経験を有する者2名以上に意見を聞くこととなっていることから、益田市では島根県が設置している「島根県総合評価審査委員会」に依頼して意見を徴し、最終的に「益田市競争参加資格審査会」での審議を受けて決定している。

入札結果調書を確認すると、入札した3者の評価項目において、3つの項目が全員「無」となっている。

1つ目の項目は、「2. 技術者」で「同種工事の工事経験」となっており、これは「過去10年間（平成27年度から令和6年度まで）に完成した益田市、島根県及び中国地方整備局発注の公共工事において、主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者として担当した、ボックスカルバートの工事で、施工延長20m以上の施工経験を評価する」ものとしていたが、いずれの業者も配置予定技術者については、その施工経験のない者となっていたことから「無」となっている。

2つ目の項目は、「3. 地域貢献」で「若手・中堅技術者の配置」となっており、これは「入札告示日前日時点で満40歳未満の技術者を当該工事の主任技術者又は監理技術者として配置する場合に評価する」ものとしていたが、いずれの業者も配置する予定がなかったことから全員「無」となったものである。

なお、この項目を評価項目として選定した理由としては、現在、国の取組としても建設業に携わる人材の確保や育成に向けた取組が進められている中で、益田市としても年々高齢化が進んでいる技術者の確保や育成に向け、積極的に若者や中堅技術者を配置してもらうことで、今後も安定した公共工事の施工が可能であると考えられることから選定したものである。

なお、この度の工事以外でも、総合評価として実施するものについては、「若手・中堅技術者の配置」の評価項目を積極的に取り入れている。

3つ目の「4. 減点」の「低入札工事の成績」については、低入札工事の工事成績が良好でない場合に減点する項目となるので「無」となっている方が減点とならないため良いものとなる。

これらのことから、結果的に全員「無」となった項目も一部あったが、評価項目の選定については適切だったのではないかと考える。

また、この度の入札においては、2者の入札額が同額となり、技術評価点により落札者を決定したことから、総合評価の機能が働いた案件であったのではないかと考える。

【委 員】 「抽出事案説明書」の「入札の経緯及び結果」の記載内容について、「2者が同額となったことから、総合評価を実施し」とあるが、総合評価については、評価項目による「技術評価点」と「入札価格」を用いて評価値を算出して順位を決めるところから、誤った記載内容となっているのではないか。

【事務局】 記載内容が誤っているので修正する。

【委 員】 評価項目の設定については担当課としての考えに基づき設定しているとのことだが「11」ある評価項目のうち、「8」項目も「無」となっている業者もあるが、評価項目として適切だったのか疑問が残る。

参加業者数も少なく、比較の対象とならない「無」の項目もあり、適切な業者選定となっているのか。

機械的に評価することから全部「無」となっても評価は実施することとなるが、仮に落札業者となった場合にも良いイメージを持てない。

【委 員】 総合評価の評価項目が11項目あれば、達成している項目が11近くなることを想定していたが、逆に達成している項目が少ない状況での評価となっている。

機械的に総合評価を実施しているが、これが現在実施されている総合評価制度の限界と考える。総合評価を実施する工事費の大小や市町村の規模（業者数）によっても異なる。総合評価がうまく機能しないこともあることについての問題意識を持ってもらいたい。

【委 員】 総合評価の評価項目については、工事内容によって異なるものを選択しているのか。

【事務局】 工事の内容や種類によって、担当課において評価項目を選定している。

【委 員】 「高度な技術を要さず、技術的な工夫の余地が少ない工事であるため特別簡易型総合評価」で実施すると理由付けているが、一般競争入札として実

施しても良かったのではないか。総合評価とすると実績を重視するため、他の企業の参入も人材育成にもつながらないと考える。

公共事業を人材育成のために実施しているのではないか、企業としての経験を積まないと競争原理が働かなくなるのではないか。そのような状況の中で、総合評価とする必要があるのか疑問に感じた。

ただ、実際に工事を行う場合には、クオリティの維持も必要となることから、企業の実績等を踏まえた業者選定も必要だと考える。

**【事務局】** 総合評価を実施する工事については、金額に基準を設けており、5千万円以上の工事としている。

**【委員】** 「高度な技術を要さず・・・」という部分は、簡易型一般競争入札における「特別簡易型（技術提案を求めない）」を選択した理由であり、5千万円以上の工事については、総合評価で実施されている。

総合評価で実施はするが、その中で「簡易型（技術提案を求める）」とするか「特別簡易型（技術提案を求めない）」とするかを選択している。

**【委員】** 総合評価の実施については違和感がある。理屈としては、企業実績や技術者の評価等に基づき点数を付け、価格も含めた評価値を算出して判定することから良い制度ではあると考える。

しかし、国が実施するような大規模工事であれば、総合評価として機能するかも知れないが、地方の小さな市町の工事には合わないものである。

総合評価の実施について、基本に立ち返り、問題点があることを改めて意識してもらいたいという意味でこの審査案件を取り上げた。

**【委員】** 総合評価の実施については「金額面だけでの判断ではなく、業者としての実績（企業努力）等も行政側は見ている」ということを示すことで、業者側を牽制する狙いもあるのではないかと考える。

## 建設工事：簡易型一般競争入札（1件）

### ③中島雨水幹線整備工事（その4）（1101）

**【委員】** ①予定価格が大きいので適正に入札が行われているかを確認したい、②落札者は社名で見る限り「有限会社」の「造園会社」となっているが、能力的にはどのような業者なのか。

**【事務局】** （事業の概要説明）この工事は、中吉田地区の浸水対策として、流下能力が不足している水路の拡張を行う工事（準用河川中島川の付け替え）に伴うカルバート製品の製作工事である。

入札参加業者については、益田市内に主たる営業所を有する者であって、土木一式工事の総合点数が850以上とし、想定参加業者数は14者を見込んでいた。

**【事務局】** ①この工事については、令和7年度にボックスカルバートを全部で226本製作する工事である。令和6年度には全体の半分として「その1（ボッ

クスカルバート製作130本)」と「その2(ボックスカルバート製作123本)」を製作しており、残り分を令和7年度に製作するものである。

ボックスカルバートの製作を複数回に分けてているのは、当初未設置となっていた国が建設する橋が必要であったことと、年々製作費用が高騰していることから、必要な本数を分割して早く発注すれば、全体の工事費を抑制できるための措置である。

予定価格については、カルバート製作の単価は事前に業者から参考見積りを徴して設定しており、仕様書において見積参考資料として単価を公表しているため、業者も積算は容易なものとなっている。

また、工事も難易度が高くないため、結果的に入札参加者も8者と多くなり、7者が入札額と調査基準価格が同額となったことから、くじにより落札者を決定した。

**【事務局】**②落札業者である(有)澄谷造園については、「令和7年~8年度益田市建設工事入札参加資格審査申請」提出時の土木工事部門の総合点数が「857点」となっており、全41の登録業者のうち、14番目の業者となっている。

また、土木一式工事の受注件数は、令和7年度：3件、令和6年度：1件、令和5年度：2件、令和4年度：1件、令和3年：2件となっており、毎年1件以上の土木工事を受注している。

なお、澄谷造園については、令和4年度、6年度、7年度と「益田市優良建設工事表彰」を受賞しており、工事種別についてもすべてこの度と同じ「土木工事部門」での受賞となっている。

これらのことから、本工事における受注者としての能力については問題ないといと判断できる。

**【委員】**ボックスカルバートを製作する「その4」以外の工事については、別の業者が受注者となっているのか。

また、どの工事にも複数者が入札に参加しており、その中には澄谷造園も含まれていたのか。

**【事務局】**令和6年度中に実施した2件の工事については、2件とも受注業者が異なっており、澄谷造園については参加していなかった。

なお、澄谷造園が参加した入札は「その4」の工事のみである。

#### 《参考》 ボックスカルバート作製に係る工事

##### ○令和6年度実施分

- ・中島雨水幹線整備工事 : 落札業者 徳栄建設(株)、参加業者5者
- ・中島雨水幹線整備工事(その2) : 落札業者 日新建設(株)、参加業者5者

##### ○令和7年度実施分

- ・中島雨水幹線整備工事(その4) : 落札業者 (有)澄谷造園、参加業者8者

- 【委 員】確認だが、この度の工事については、ボックスカルバートを設置する工事ではなく、製作する工事ということか。
- 【事務局】ボックスカルバートを製作するのが主となっている工事である。
- 【委 員】設置工事業者は、ボックスカルバートの「形枠」等を所有しているのか。
- 【事務局】型枠等は所有しておらず、ボックスカルバートについては、別の業者が製作し、受注業者が買い入れ、それを卸しているという流れである。
- 【委 員】最初から製作している業者が受注すればよいのではないか。
- 【委 員】製品を作る業者（製造販売のみ）と土木工事業者とでは、その役割が異なるのでそうはない。
- 【委 員】入札額が 7 者とも調査基準価格と同額となっているが、各業者にとって積算し易いものだったのか。
- また、落札率については、91.98%と横並びとなっているが、その理由は何か。
- 【事務局】業者側で金額を積算するに当たり、仕様書には見積参考資料を添付しており、材料名、規格・寸法、設計金額等も参考値として示しており、調査基準価格の計算方法についても要綱として公表していることから積算は容易であったと考える。
- また、各業者では設計のためのシステム等も導入されており、市が示した数値等を用いることで、同じ積算額を算定できたと考える。
- 【委 員】「澄谷造園」という業者名から判断すると、この工事の施工が可能な業者なのか判断出来ないが、土木工事に必要な機材等は所有しているということか。
- また、土木工事の実績もあり問題はなかったということか。
- 【事務局】業者名は「造園」となっているが、建設機械等も所有されており、土木工事業者としても登録されており、実際に土木工事の実績もある業者である。

### 建設工事：随意契約（1件）

#### ④益田市効率的汚水処理整備計画見直し業務委託（2401）

- 【委 員】落札率が99.48%と高いため、その内容を確認したい。
- 【事務局】（事業の概要説明）「益田市効率的汚水処理整備計画」については、平成29年度から令和8年度までの中期（10年程度）で、公共下水道全体計画区域（1,119ヘクタール）のうち、未整備区域において、整備可能かつ整備効果の高い区域の選定を行い、事業実施箇所の優先度等を定めた計画である。

今回の業務委託では、現在の「効率的汚水処理整備計画」が令和8年度までとなっていることから見直しを行うものである。

- 【事務局】予定価格の設定については、設計書作成に際し、落札業者から事前に参考見積（約440万円）を徴しており、その見積額を参考に予定価格を算定

していることから、落札率が高くなっている。

なお、落札者については、益田市の公共下水道の全体計画を策定した事業者であり、公共下水道処理施設の増設設計や、処理場・ポンプ場・管路を含む公共下水道施設のストックマネジメント実施方針の策定業務も担当してきた事業者である。

そのため、既に当該施設の諸条件を把握していることから、本業務における基本作業の確認や資料収集などの基礎調査等の作業を、一般競争入札で実施する場合に比べて、大幅に費用を縮減することができている。

具体的には、一般競争入札の場合、予定価格ベースでは「約1,500万円」と積算していたが、1者による随意契約とした場合は「約440万円」となっており、随意契約により低減できる金額については「約1,060万円」となり、業務の効率化と共に大幅な経費の削減が図られたと考えている。

【委員】現計画の委託先で、既に基礎資料等もあり、新たに他の業者が実施するとゼロベースからとなることから大幅に経費がかかるということか。

【事務局】新たに基礎調査等から実施すると1500万円程度が必要となり、1者での随意契約とすることで、1000万円近く削減することができている。

なお、落札率については、同業者より参考見積を徴していることから、高い落札率となっている。

【委員】落札業者については、全国的に有名な業者であり、上水道・下水道に係るコンサルタント業務を主体に実施している。

【委員】益田市の下水道に係る計画も同業者で実施しているのか。

【事務局】同じ業者が実施している。

【委員】今回の随意契約について特に問題があるわけではないが、基本設計を実施した業者が、その後の基本計画、実施設計、詳細設計まで含めて受注することが以前からよくある。

本来であれば、その都度競争入札を実施することで、多くの業者がかかわってくるため競争原理も働くこととなるが、基本設計を実施した業者が以後の事業を受注する方が効率的であり、費用も抑えられるため、1者による随意契約とする場合が多くなる傾向にある。

【委員】下水道事業については他の事業と比べ特殊である。道路や河川工事等については多くの業者も参入しているが、下水道事業については近年多くなっているものであり、少し狭い業界となっている。

特殊性があることから、1者による随意契約となることもあるが、どんな事業でも同様に1者による随意契約とならないように注意してもらいたい。

## 物品調達：一般競争入札（1件）

### ⑤益田市立小学校教育用コンピュータシステム更新業務（リース対象物件）

【委 員】①落札金額が高額となっていること。②参加業者が1者となったことや業務内容について確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）この案件は、平成31年度に導入した「益田市立小学校教育用コンピュータ・周辺機器及びソフトウェア」のリース期間満了に伴う更新と、GIGAスクール構想の実現に関する標準仕様書に沿い整備してきた校内LANの更なる強靭化と、令和6年1月改訂の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に則り、セキュリティ強化を目的に実施されたものである。

【事務局】①この案件については、市内15の小学校で使用する教員用パソコン等の機器、校内LAN整備、搬入・撤去（廃棄）、ネットワーク設定、保守料が含まれており、2か年に分けて導入しているものの2年目分となっている。

1年目分は、令和6年7月22日に1億3680万で「（株）タイピック」が落札し、2段階リースにおいて「ごうぎんリース」が落札して現在リース契約中となっている。

ハードウェアとしては、サーバ機器の増強や職員用の215台分のパソコンの調達、ソフトウェアでは、OS・Microsoft 365への切替分が含まれている。

このようにパソコン等のハードウェアの調達台数も多く、それに伴うソフトウェアも必要となることから、予定価格も高額となっている。

なお、予定価格の設定については、現在市内小学校にシステム等を導入している（株）タイピックから参考見積を徴して設定している。

【事務局】②参加業者が1者となったことについて、この小学校用コンピュータシステム更新業務については、機器の納入だけでなく、多くの作業を実施する必要があるため、対応できる業者は少なく、市内でも当初3者のみが対応可能と想定していた。

入札への参加条件として、例えば、

○システムの円滑な運用を図るため、SEを常駐させ、故障時には24時間以内に対応が可能な体制であること。

○教職員からの質問・問合せに対して速やかに応答すること。

○導入しているシステムについて、リース期間中に各学校、集合教育、個別教育を毎年それぞれ1回以上実施すること。

等を条件としており、既導入業者以外での対応は困難であったと考える。

また、今回の入札は2か年計画の2年目となることから、1年目の導入業者である（株）タイピック以外では対応が不可能であったものと考える。

【委 員】対応できる業者を事前に確認できるのか。

【事務局】前年度についても機器等を導入したこともあり、対応可能な業者については確認が可能であった。

なお、当該事業については、機器のセットアップのみでなく、ソフトウェアやネットワークの設定、導入後のサポート等も含まれていたことから、他の業者が参入するには難しい条件となったと考える。

【委 員】先ほどの案件と同様に、前年に落札業者が1年目の導入業務等を実施していたことから、一般競争入札として実施はしているが、随意契約のような形になっている。

【委 員】落札率が高くなっているのは、前年度の落札業者から参考見積を徴しているからか。

【事務局】そうだと思われる。

【委 員】入札については再入札となっていたが、どれぐらい超過していたのか。

【事務局】予定価格より約80万円超過し、1億100万円だったが、2度目の入札で1億円となったことから落札者となった。

【委 員】落札者が市外の大手の業者ではなく、市内にある業者であることからサポート面についても手厚い対応が可能と考えるが、実際の対応の状況はどうか。

【事務局】実際のサポート面についても細かな部分まで対応してくれていると担当課から聞いている。

【委 員】金額面も重要なことではあるが、実際のサポート（サービス）面が充実していることは大切である。特に、学校では授業時間も決まっており、時間的な制約がある中で、先生が対応できるのは放課後や時間外のみとなる。

【委 員】多くのハードウェアやソフトウェアが必要となっているが、予定価格については積算できるものなのか。

また、2年目の入札となることから可能なのか。

【事務局】機器等の単価については公表されているものや、業者からの参考見積により積算している。

また、2年目ということもあり1年目の積算も参考としている部分がある。

最終的には、参考とした単価に必要な台数を掛けて総額を算出している。

【委 員】2年目ということで、積算し易い部分もあったと思われるし、国からセキュリティの関係で導入するように指示されているものもあると思われる。

【委 員】益田市独自のシステムについても導入されているのか。

【事務局】専門的なシステムとして導入しているものもある。

【委 員】中学校についても同様に実施されているのか。

また、機器等の更新もあるのか。

【事務局】中学校についても小学校と同様に機器等の更新を実施しており、リース期間をずらし、重ならないように調整している。

【委 員】子ども達は、一人1台端末としてタブレットを支給され利用しているが、この度の業務とは別に実施されているのか。

【事務局】小・中学校のタブレット端末については、令和7年度中に購入して設定を行い、令和8年度より利用できるよう担当課で準備を進めている。

## 物品調達：随意契約（1件）

⑥益田市立小学校指導者用デジタル教科書等導入業務（リース対象物品）リース契約（3402）

【委員】①どのような業務内容なのか、②落札率が低調な理由や予定価格が適切なのか、③随意契約とした理由及び④問題なく業務は遂行されるのか確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）この案件は、2段階リースの2段階目でリース業者を選定するためのものである。

【事務局】①1段階目のデジタル教科書の調達については、一般競争入札により実施し、令和7年2月13日に開札を行い、（株）タイピックが落札業者となり、令和7年2月18日に確約書を交わしている。その後、リース契約に係る業者を選定するため、一般競争入札を実施するため令和7年3月13日に告示を実施したが、締切日までに入札参加資格申請者がいなかつたことから入札を取り止めた。

しかし、早急にデジタル教科書等を導入する必要があったことから、1者による随意契約によりリース会社を選定したものである。

【事務局】②予定価格の設定については、担当課でデジタル教科書等の落札額にリース率を乗じて算定しているが、その乗じたリース率の設定が高すぎたことが原因となっている。

具体的には、担当課の積算ではリース率4.55%としたところ、落札額では約3.07%となっており、かなりの差が生じている。

リース率を高く設定した理由としては、今回の1段回目のデジタル教科書等の調達に係る入札においても応札者がおらず不調となっていたこと、また同課で過去に実施したパソコン等の調達に関するリース物品の入札において、リース率を低く設定しすぎたため、不落となつたことがあった。

このことから、事前にインターネット等でも一般的なリース率について調査は実施していたが、結果的に高いリース率となつたとのことである。

【事務局】③デジタル教科書等の利用については、各小学校において令和7年度当初より利用するため、それに間に合うように逆算して1段階目の物品調達、2段階目のリース契約に係る入札を計画していたが、いずれの入札も落札者がおらず、1段階目の物品調達については再度告示を行い、入札を実施したため大幅にスケジュールの遅延が発生した。

### 《スケジュール》

#### ○第1段階目：物品調達

- ・1回目：令和6年12月12日 告示
- ・1回目：令和6年12月25日 競争参加資格確認申請締切 → 申請者なし
- ・再入札：令和7年 1月23日 告示
- ・再入札：令和7年 2月13日 入札 → （株）タイピックが落札

## ○第2段階目：リース契約

- ・1回目：令和7年 3月13日 告示
- ・1回目：令和7年 3月27日 競争参加資格確認申請締切 → 申請者なし
- ・1者随意契約：令和7年3月28日 見積合せ → (株) J E C Cが落札

デジタル教科書等については、令和7年度当初より各小学校に導入する必要があったことから、当該契約とは別に既に別の教科のデジタル教科書についてリース契約の実績のあった「(株) J E C C」を選定して見積書を徴し、予定価格以下であったことから契約を行った。

【事務局】④この度のデジタル教科書等に係る入札案件については、約3年間のリース契約を実施するためのものであるが、落札率が低くなつたことや、1者による随意契約となつたことによる問題はないと考える。

なお、予定価格の設定方法や無理のない入札スケジュールの立案について、事業担当課に指導している状況である。

【委員】入札スケジュールについては、余裕をもって計画する必要があるのではないか。適切な手段を用いて入札を実施することは、行政としての責任であり、この業務では、偶然随意契約により落札業者が決定したことでデジタル教科書等の導入ができているが、落札業者がいなかつた場合は、何らかの支障を来たすこととなる。

【委員】資料として提供された「業種別入札方式別発注状況一覧表」中の「随意契約」として各課で実施された案件を非常に多いと感じる。

随意契約が必要であることは理解するが、それで果たして良いのか疑問に思う。

この度の委員会で各委員が抽出した事案についても「随意契約」に関するものを挙げておられる方が多いことから、問題があるという認識を持っていると考える。

随意契約とした理由について、書面上ではそれらにふさわしい記載となっているものもあるが、この度のように3月に告示するような計画ならば、外部から見たときには疑問を持たざるを得ない。

結果的には、1者による随意契約で予定価格よりかなり低く落札して契約していることから良いが、果たしてその対応方法で行政として良いのかは疑問である。

担当課においては、基本的には随意契約ではなく「価格競争」による入札を実施する必要があり、幅広く受注させるべきだと考える。

今後、継続して各課への指導をお願いしたい。

## 《参考》 随意契約の件数（前期 各年4月1日～9月30日）

- 令和7年4月1日～9月30日 …… 312件
- 令和6年4月1日～9月30日 …… 398件

○ 令和5年4月1日～9月30日 ・・・ 392件

【委 員】隨意契約の実施において、内容や金額について確認されており、すべての随意契約が悪いと言っているのではないが、この度の入札のように「導入期限が決まっているので、それに間に合わせるために随意契約をした」という理由はどうか。

行政として、不落があることも踏まえ、余裕を持ったスケジュールで実施すべきである。

【事務局】担当課としても4月導入を見据えたスケジュールで実施しており、12月から1段階目の調達、2段階目のリース契約としていたが、結果的に3月末となり、随意契約により契約することとなった。

【委 員】予定価格の設定については、リース率を高く設定したことから落札率が低くなっているが、結果的に落札額が低くなつたことで問題はなく、予定価格の設定に誤りがあり業務の遂行については特に問題ないという理解でよいのか。

【事務局】そのとおりである。

【委 員】随意契約による見積合せを3月末に実施しているが、契約日については年度を超えた令和7年4月2日となっているが問題ないので。

【事務局】この事業については、令和7年度から実施する事業で、入札については令和6年度に実施したものである。次年度事業の入札を前年度に実施することはよくあり、債務負担行為の承認を受けた事業や長期継続契約であるリース契約等は前年度に実施している。

【委 員】入札の実施について、この度の対応状況等も踏まえ、今後はスケジュール感を持った業務の遂行をお願いしたい。

**業務委託（役務の提供）：随意契約（2件）**

⑦令和7年度 益田市公共下水道益田水質管理センターの建設工事委託に関する協定（4402）

【委 員】①事業内容を確認し当該事業者と随意契約を結ぶことが適当であったのか。②どんな業務内容なのか及び③随意契約とした理由を確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）この業務委託については、益田水質管理センターの増設工事に伴う、「土木工事の積算業務」、「契約業務」、「設計監理」、「完了検査」等を「日本下水道事業団」に委託するものである。

なお、建設工事の完成期限は、令和9年3月31日までとしており、2か年にわたる工事となっている。

【事務局】①業務委託費については「建設費用」及び「事業団への管理諸費」の合算額となっている。

建設費用が高額となっている要因としては、市が推進する下水道整備の拡

大に伴い、下水道供用開始区域内における家庭等からの汚水を処理するため、規模の大きい汚水処理槽及び沈殿槽を建設する必要があり、大量のコンクリートや鉄筋等の資材を使用するためである。

また、耐震構造とするため、地中深くまで杭基礎を施工することから、建設費用が高額となっている。

【事務局】②業務委託の内容としては、日本下水道事業団において、建設工事の発注、施工管理、検査までの一連の業務を実施してもらうものである。

【事務局】③終末処理場の増設に関する設計業務委託は、既存の施設を稼働させながら工事を施工させるため、電気設備・機械設備等広範囲にわたり専門的かつ高度な知識を必要とするものである。

益田市においては専門技術者が存在しないことから、これらの技術職員の業務を地方公共団体の立場で遂行することを役割とし、専門技術職員を有して支援・代行を行っている日本下水道事業団による1者随意契約としている。

なお、日本下水道事業団については、地方公共団体における下水道事業推進を目的として特別法に基づき設立された国（国土交通省）の認可法人（公共法人）であり、その組織形態は、地方自治体が主体となって運営する「地方共同法人」である。

公の施設である下水道施設の設計をその施工主体である地方公共団体の委託に基づき、「積算業務」、「契約業務」、「設計監理」、「完了検査」及び「会計検査の受検」等を代行する団体となっている。

益田市としては、「日本下水道事業団体に委託することにより、市の技術職員の増員を回避することができること」、「全国の地方自治体で受託しており実績も豊富であること」及び「益田市も第1期工期の監理監督を委託し、良好な実績で現況施設についても十分把握していること」等も随意契約とした理由となっている。

【委 員】契約額について変更があったのか。

【事務局】9月に日本下水道事業団体において入札を実施したが不落となり、設計額を見直して再度入札を行うために変更契約を実施したものである。

不落の理由を確認すると、市内業者からの入札はあったが、人件費や資材の高騰等について、地域の実情に沿った積算額となっていなかったことから予定価格超過となったようである。

【委 員】業務委託費の中には、工事費も含んでいるのか。

【事務局】業務委託費については「建設費用」及び「事業団への管理諸費」が含まれており、この度の変更契約については、工事費の増額分を追加するためのものである。

【委 員】日本下水道事業団が工事についても実施するのか。

【事務局】工事については、日本下水道事業団が入札を行い業者を選定し、落札業者が実施することとなる。

【委 員】日本下水道事業団は、下水道施設の増設工事に係る「積算業務」、「契

約業務」、「設計監理」及び「完了検査」等を実施するということか。

【事務局】そのとおりである。

【委 員】下水道施設の建設等については、規模の小さな市町村では専門性や人的不足等の課題により実施が困難となっている。このことから日本下水道事業団が業務委託として受けており、全国的にも同様な状況となっている。

【委 員】日本下水道事業団は、どういった団体なのか。

【事務局】特別法に基づき設立された国の認可法人で「地方共同法人」である。

【委 員】下水道事業については、近年実施が活発となったものであり、以前よりある土木事業等とは異なり、技術者が少ない状況である。

このため、日本下水道事業団を立ち上げて全国の下水道事業を業務委託として受けて実施しているものであり、制度としては良いもので、国と市町村にとてはメリットのあるものである。

【委 員】工事金額の内訳が分かるか。

【事務局】日本下水道事業団独自で積算しているので内訳については不明である。

なお、業務委託費の内訳については「建設費用（工事費）」と「事業団への管理諸費」の合算額となっていることから、工事費の金額を公表してしまうと「予定価格」を入札前に事前に公表することとなるため示していないということである。

#### 物品調達：指名競争入札（1件）

##### ⑧令和7年度益田地域B地区「資源リサイクル類」収集運搬処理業務委託（4417）

【委 員】随意契約なのに落札率が91.63%となっているのはなぜか確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）この事業は、益田市のごみ・資源類収集年間計画に基づき、益田地域の「益田・吉田南・西部地区及び公共（市役所）」のステーションに排出される資源類の回収及び収集運搬と中間処理を行う業務である。

なお、中間処理とは、回収してきた資源類をリサイクル品として出荷する前の分別等を行う処理である。

【事務局】この業務委託では、「資源ごみ」について中間処理を行う必要があることから、市内に事業所を有し、中間処理能力を有する2者を選定し、見積り合わせにより業者を決定している。

予定価格については、ダンプトラックやパッカー車の1日当たりの借上単価に必要な稼働台数を掛けた「収集運搬料」と、リサイクルする品目ごとに予定数量を定め、1kg当たりの処理単価を掛けた「中間処理業務費」の合計で積算している。

なお、予定価格の算出根拠となる単価や予定数量等については、国で示されている労務単価や、前年度までの稼働台数や収集実績を参考に設定してお

り、業者から事前に参考見積を徴して設定しているものではない。

当該業務委託については、随意契約とはなっているが、2者による見積合せを実施していることから競争原理が働き、入札額が低くなつたことで落札率が91.63%となつたと考える。

【委 員】1者による随意契約ではなく、2者から見積を徴しているということか。

【事務局】市内に事業所を有し、中間処理能力を有する業者を2者選定し、その両者から見積りを徴している。

なお、随意契約については「競争性のある随意契約（2者以上から見積書を徴収するもの）」と「競争性のない随意契約（1者から見積書を徴収する又は見積書の徴収を省略する）」に分かれ、この業務委託については、前者の2者以上から見積を徴しているものとなる。

【委 員】両者から見積を徴して、金額の低い方と契約したということか。

また、随意契約だからといって必ずしも1者となるのではないのか。

【事務局】契約については、見積額が低い業者を落札者として契約しており、随意契約だからといって1者のみということではなく、なるべく複数の業者より見積を徴するように指導している。

【委 員】この業務の見積依頼業者については、2者とも共同組合となっているが、収集・運搬業者だけでは不可能だったのか。

【事務局】この業務については、リサイクル品を分別して資源として活用できるように処理するための中間処理施設を有していることが条件となっていることから、市内の2者しかいない状況となっている。

なお、この案件としてはB地区となっているが、他の地区や違う品目（家電、容器包装プラスチック）についても随意契約として見積を徴し、落札業者と契約を締結している。

以上